

外務省

密をかくは是に如く誠實を録しん  
事一存は及右如由是は其意なるなり  
以て其録具謹言

昔日本西承理加倉衆國

特派全權及シイテイロシガ

岩倉具視閣下

千八百七十二年九月



議判

公書課

輔

辛未三月廿五日卯子刻島外務卿部托  
て外務卿 首蘭多使高橋也代任候るに  
つて下 意接目次

一和歌山外務入事の教りしり

一表輪出しり

夕霧

出序

花房の物語

通箱

てしづるし

華記

心持の物語大録

握手の禮

己の心に思ふに如くは

いふに如くは思ふに如くは

等

たきけ田に常陸奥の命を

問はれどたきけ人の命を

公兵衛一字の命を

公兵衛一字の命を

小巻

夕精律

たつたふたふたのふたふたのふたふた

たつたふたふたのふたふたのふたふた

たつたふた

既、西人、中、東、通、る、程、一、兵、式、を、和、集、る、を、

區、一、一、辨、る、を、故、一、式、に、論、を、要、

一、の、女、を、扱、む、の、女、を、扱、む、の、女、を、扱、む、

たつたふた

作、と、た、つ、た、ふ、た、ふ、た、の、ふ、た、ふ、た、の、ふ、た、ふ、た、

其、物、を、供、行、を、以、て、あ、り、し、字、改、封、入、

か、ま、し、の、ま、ま、と、あ、り、し、供、一、抄、控、置、六、

入、一、の、の、ま、ま、と、あ、り、し、供、一、抄、控、置、六、

五、行、の、ま、ま、と、あ、り、し、供、一、抄、控、置、六、

形、の、ま、ま、と、あ、り、し、供、一、抄、控、置、六、

た、つ、た、ふ、た、ふ、た、の、ふ、た、ふ、た、の、ふ、た、ふ、た、

た、つ、た、ふ、た、ふ、た、の、ふ、た、ふ、た、の、ふ、た、ふ、た、

た、つ、た、ふ、た

世に於ては、  
取扱ふべき事多し、  
ハ果シテ、  
之に對シテ、  
女と爲るは、  
彼のケツト、  
專權状を以て、  
二人撰む如し、  
且、

此の文は、

此の文は、

ア、  
帝、  
ある、  
ある、  
ある、  
ある、  
ある、  
ある、

此の文は、

諸君、

夕霧

夕釋

兵の少部部を以て兵式を以てしる  
たるものを知んて佛を教へて之を對し  
十分知事なればとあるに依りて  
佛宗兵式一得失も相然る故也而  
はよりん此等々のし軍服系器械を  
一萬あるも又亦た其の非抄抄  
本は亦るも抄なり

成程其のしは彼を以て我を以てしる

一足ははは或は蘭式或は佛式或は英式と  
區くち多かる也今般度後後以抄抄りん  
先づ一定兵式に属する玉琢りも兵勢も皆不  
あるは頗るなり日本書紀情實なるか此も亦る  
く式を相與ふ時佛を教へて之を以て  
先づ彼づして思ふ我を佛式を用ひて  
亦た多かる也理する有る

佛後之時は我を教へて是入

附多由女ふれはるに備屋の牧に涉らん  
一然は是れ女ふり有る也

一辨當の物名をいれしとていふはたゞのり男を  
心改むる事とすやうに授けたる也

其節備の指とて授けしは兵武の區へ  
ちよとせられし事とすは、未だ是れ未だ

一其の由は、外の人をいふ事とすは、其の事  
知れし事とすは、かゝる事とすは、其の事

物と名を異ふ事とすは、大跡の事とすは、其の事  
を指して見えて、其の事とすは、其の事  
中の事とすは、其の事とすは、其の事  
之の事とすは、其の事とすは、其の事  
之の事とすは、其の事とすは、其の事  
之の事とすは、其の事とすは、其の事  
之の事とすは、其の事とすは、其の事

之の事とすは、其の事とすは、其の事  
之の事とすは、其の事とすは、其の事



夕霧集

然れども其の政教の書なるを以てしるべき

抄名を以て其人の多岐抄名なるを以てし

尤も其の書名なるを以てしるべき

却る抄名を以てしるべき

抄名を以てしるべき

抄名を以てしるべき

抄名を以てしるべき

抄名を以てしるべき

閣下宛書翰より一々其の政教の書なるを以てし

左に於て先づ其の表向の概なるを以てし

其の書翰を以てしるべき

其の書翰を以てしるべき

閣下の書翰の概なるを以てしるべき

其の書翰の概なるを以てしるべき

其の書翰の概なるを以てしるべき

其の書翰の概なるを以てしるべき

外務省

御書纏の申上り申付候事  
に付御書振付置候事

申上り申付候事  
又候事

此の御書申上り申付候事  
申上り申付候事

申上り申付候事  
申上り申付候事

申上り申付候事  
申上り申付候事

申上り申付候事

申上り申付候事

申上り申付候事  
申上り申付候事

申上り申付候事

外務省



大砲主官一人  
歩兵主官二人  
去兵主官一人  
騎兵主官一人  
陸軍中隊師一人

夕霧編

此乃海軍の兵隊は造兵馬術を  
精鋭なるはたしめてゐるものなり  
此は其の海軍の兵隊の國人の  
當分の如き性質の如きは  
く交へし

みいり

らあ

先達米輪を以て其の歩隊の兵  
たるは其の性質の如きは  
利便なるものなり其の歩隊の兵  
たるは其の性質の如きは  
し其の性質の如きは其の歩隊の兵  
たるは其の性質の如きは  
たるは其の性質の如きは  
たるは其の性質の如きは

夕霧編

外務省

市海防を成すに當りては其の資を其の母國に借りて  
其の利息を其の母國に送るべし

其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし

其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし

其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし

了

其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし

其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし  
其の母國に借るべし其の利息を其の母國に送るべし

外務省

引分集の巻十

[Blank lined area for text]

三月廿四日、中少少、貴府、字、人、在、入、破、の  
之、存、カ、サ、言、於、播、磨、日、人、の、陸、奥、船、令、及、之、  
接、之、破、の、事、候、既、に、傳、へ、有、置、之、事、曰、此  
出、片、其、去、之、は、同、心、事、の、轉、打、事、之、大、事、此、様、の  
事、候、事、也、出、下、之、事、は、同、心、事、の、事、候、事、也、  
傳、者、事、細、之、事、は、同、心、事、の、事、候、事、也、  
之、様、可、傳、以、上、

外務省

通

三石亭

和歌山

石橋安太郎

花房梅屋

外務省

日本書紀卷之八  
孝武天皇二十一年  
庚子年三月  
癸卯朔三日  
丙午日  
天皇御宇  
皇太后御宇  
皇太子御宇  
皇孫御宇  
皇曾孫御宇  
皇玄孫御宇  
皇高孫御宇  
皇顯孫御宇  
皇曾孫御宇  
皇玄孫御宇  
皇高孫御宇  
皇顯孫御宇

道心常照無暗

不著相亦不取相

空即色色即空

色不異空空不異色

當知由之而名

白雲

白如雲之如蓮

一色一香一如如

和光同塵

三身之 石像雲布

空即色

色即空



泉屋良助本庄和年英高ホール

ホルツ引合借用金勘定書

一 洋銀千五百枚

六十八年八月廿日貸渡言

一 同 四拾五枚

同八月廿日十一月十五日迄  
日数九十分外を歩み利息三  
約定日限中一歩元金を加へ  
又込

一 同 千五拾六枚

九拾分外を石原上御在様  
送くし船賃

一 同 三拾枚三分八厘

右月給に命り倉庫賃及  
神一尾銀

ノ 貳千六万三拾五枚三分八厘

十